

大変重要なお知らせです！

※The Staff-2000 給与ご担当者様にお渡し下さい

労災保険率の変更について

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、平成 27 年度の労働保険料の概算保険料の申告から労災保険率に変更されます。平成 26 年度の確定保険料はこれまでの料率となります。

つきましては、後述の『労災保険率の変更方法』をご参照の上、変更・更新処理を行って頂きます様お願い申し上げます。尚、詳しい改正内容については所轄の労働局にお問合せ下さい。

敬具

【 参考資料 】

- 時 期：平成 27 年度の労災保険料の概算保険料の申告から
料率変更は、すぐに行って下さい。次回の給与計算・賞与計算処理から反映されます。
- 料 率：厚生労働省ホームページでご確認下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11200000-Roudouki-junkyoku/0000087001.pdf>

※ 今回の料率変更では、“その他の各種事業”の変更はありません。

お客様の該当する業種の労災保険率が変更される場合に新料率を設定して下さい。

【 労災保険率の変更方法 】

(1) 設定の確認

- 『サブマスタ』-【初期設定】-《給与(8)》タブを開きます。
- 「労働保険料計算」欄の設定を確認します。
- 「全体で計算」の設定にされているお客様は、下記の (2) の作業のみ行って下さい。
「オーダー毎に計算」の設定にされているお客様は、下記の (2) (3) の作業を行って下さい。

『サブマスタ』-【初期設定】-《給与(8)》タブ

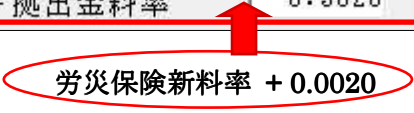
労働保険料計算
<input checked="" type="radio"/> 全体で計算
<input type="radio"/> オーダー毎に計算

(2) 初期設定

- 『サブマスタ』-【初期設定】-《料率(3)》タブを開きます。
- 修正ボタンをクリックします。
「労災+拠出金料率」欄に、労災保険新料率 + 0.0020 (一般拠出金) の料率を入力し、登録ボタンをクリックします。

『サブマスタ』-【初期設定】-《料率(3)》タブ

労働保険料率(%)		
	就労者	事業所
雇用保険料率	0.500	0.850
労災+拠出金料率		0.3020


 労災保険新料率 + 0.0020

(3) 労災保険料率表

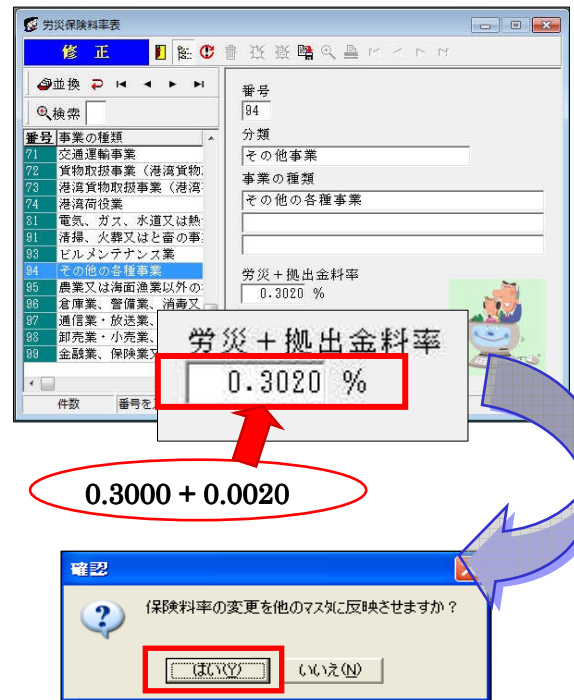
- 『サブマスタ』-[税率表]-【労災保険料率表】を開き、修正ボタンをクリックします。
- 「労災+拠出金料率」欄に、労災保険新料率 + 0.0020 の料率を入力し、登録ボタンをクリックします。
- 「保険料率の変更を他のマスタに反映させますか?」というメッセージウィンドウで「はい」をクリックすると、修正した事業種番号と同じ番号が設定されている【事業所マスタ】-《銀行・保険》タブの「労災+拠出金料率」及び【派遣先マスタ】-《基本》タブの「労災保険料率」が修正されます。

※上記は、事業の種類が“その他の各種事業”の場合の料率です。お客様の該当する業種の労災保険率 + 0.0020 の率をご入力下さい。

※ただし、メリット料率の適用等により【労災保険料率表】の料率と異なる料率が設定されている【事業所マスタ】【派遣先マスタ】に関しては修正されませんので、直接各マスタの修正を行って下さい。

4. すべての該当の事業に対し、1～3を繰り返し行います。

上記の変更以降に給与・賞与計算をすると、「労災保険料率」+「一般拠出金」の新料率の金額が計算されます。



※ 改正内容の詳細については、下記の URL または所轄の労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudouhoken21/

※ 紹介オプションソフトで給与処理を行っているお客様は、『サブマスタ』-【初期設定】-《紹介先》-《給与》タブの「労働保険料率初期値」と『サブマスタ』- [税率表] - 【労災保険料率表】の変更を行って下さい。修正結果は、『紹介先』-【紹介先マスタ】-《給与関連》-《銀行等》タブの「労災保険料率」でご確認下さい。

※ 上記内容は、ホームページにも公開されています。随時、弊社ホームページもご確認下さい。